

2026年4月15日

各位

本店所在地 東京都港区赤坂九丁目7番2号
 会社名 ネクセラファーマ株式会社
 (コード番号 4565 東証プライム)
 代表者 代表執行役社長 CEO
 クリストファー・カーギル
 問い合わせ先 IR部 都築伸弥
 電話番号 03-5962-5718 (代表)

退職型株式給付信託（J-ESOP）導入による新株式発行、事後交付型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU））制度に基づく新株式発行および過年度のRSU制度に基づく新株式発行の発行価額等の決定に関するお知らせ

ネクセラファーマ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年11月19日付で公表した国内従業員に対する「退職型株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。本新株発行は、国内従業員に対して過去に付与した事後交付型株式報酬（RSU）のうち、払込期日又は払込期間が到来していないものについて、本制度に移行するために必要な株式を確保するためのものであり、従来想定していた株式給付（希薄化）水準に対して追加的な負担が生じるものではありません。

また、当社は、第26回から第28回事後交付型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU））制度（以下「RSU制度」といいます。）に基づき新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うこと並びに第18回RSU制度および第20回RSU制度に基づく新株式発行の発行価額等について決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 退職型株式給付信託（J-ESOP）導入による新株式発行

当社は、本日開催の取締役会において、退職型株式給付信託（J-ESOP）導入による新株式発行を行うことについて、以下のとおり決議しました。

（1）発行の概要

①	払込期日	2026年4月30日（木）
②	発行する株式の種類および数	普通株式 1,236,400株
③	発行価額	1株につき金1,011円
④	発行総額	1,250,000,400円
⑤	割当予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
⑥	その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注) 割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。なお、本新株発行は、本制度に基づいて当社および当社の100%子会社(以下、併せて「当社グループ」といいます。)の従業員への給付を行うために行われるものであり、当社グループに対する役務提供の対価として当社グループの従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

(2) 発行の目的および理由

当社は、2025年11月19日付で本制度の導入を公表いたしました。(本制度の概要につきましては、2025年11月19日付「国内従業員に対する事後交付型株式報酬(RSU)の廃止と退職型株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ」をご参照ください。)

本新株発行は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、本信託契約に基づいて設定される信託(以下「本信託」といいます。)の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対し、当社の発行する新株式を割り当てるものであります。

発行数量については、当社グループ各社が定める株式給付規程に基づき信託期間中に当社グループの従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(当社グループの従業員に付与したRSUのうち本制度へ移行対象とすることが予定されている分および2026年12月末日で終了する事業年度から2027年12月末日で終了する事業年度までの2事業年度分)であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数90,496,735株に対し1.37%(小数点第3位を四捨五入)となりますところ、2025年11月19日付「国内従業員に対する事後交付型株式報酬(RSU)の廃止と退職型株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 本信託の概要

- ① 名称 : 退職型株式給付信託(J-ESOP)
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④ 受益者 : 当社グループの従業員を退職した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社グループの従業員から選定
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- ⑦ 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
- ⑧ 本信託契約の締結日 : 2026年4月30日
- ⑨ 金銭を信託する日 : 2026年4月30日
- ⑩ 信託の期間 : 2026年4月30日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

(4) 発行価額の算定根拠およびその具体的内容

発行価額につきましては、本新株発行の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,011 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

2. RSU 制度に基づく新株式発行

当社は、本日開催の取締役会において、RSU 制度に基づき本新株発行を行うことについて、以下のとおり決議しました。

(1) 第 26 回から第 28 回 RSU 発行の概要

①	払込期日	第 26 回 RSU 2027 年 6 月 1 日
	払込期間	第 27 回 RSU 2028 年 5 月 1 日～2028 年 7 月 31 日 第 28 回 RSU 2029 年 5 月 1 日～2029 年 7 月 31 日
②	発行する株式の種類および数	当社普通株式 2,049,962 株 (第 27 回および第 28 回は予定株式数) (内訳) 第 26 回 RSU 142,866 株 第 27 回 RSU 953,548 株 (予定) 第 28 回 RSU 953,548 株 (予定)
③	払込金額	第 26 回 RSU 1 株につき 1,011 円 第 27 回および第 28 回 RSU 今後、代表執行役が決定
④	発行価額の総額	第 26 回 RSU 144,437,526 円 第 27 回および第 28 回 RSU 今後、代表執行役が決定
⑤	割当予定先	第 26 回 RSU 当社の取締役 (執行役兼任取締役を除く。) 6 名 142,866 株 第 27 回 RSU 当社の執行役 3 名 子会社の取締役および監査役ならびに 当社および子会社の従業員およびアドバイザー 68 名 953,548 株 (予定) 第 28 回 RSU 当社の執行役 3 名 子会社の取締役および監査役ならびに 当社および子会社の従業員およびアドバイザー 68 名 953,548 株 (予定)
⑥	その他	第 27 回および第 28 回 RSU の割当株式数は、代表執行役の決定により変更される可能性があります。

(2) 発行の目的および理由

当社は、2019年度より、当社および当社の100%子会社の役員および資格を有する従業員（以下「役職員」といいます。）を対象に、当社のビジョンと戦略を実現するための意欲を一層高めるとともに、当社および当社の100%子会社の役職員が株価変動のベネフィットとリスクを株主の皆さまと共有し、企業価値向上および株価上昇に積極的に貢献することを促進するため、RSU制度を導入しています。なお、2025年11月19日付リリースでお知らせの通り、国内に居住する従業員に対してはRSU制度が廃止され退職型株式給付信託制度（J-ESOP）へと移行されますが、国外に居住する従業員、国内外のアドバイザー、役員に対しては、引き続きRSU制度を継続し、J-ESOPは導入されません。

本新株発行は、RSU制度に基づく2026年度分の株式報酬として、以下の表に記載する第26回から第28回までのRSUについて、役職員が一定の期間（以下「権利算定期間」といいます。）において役職員の地位にあったことならびに退職、解雇等の通知がなく、また、懲戒手続の対象でないこと等を条件として、2026年4月15日開催の当社取締役会決議により行われるものです。

	割当対象者	割当株式数	払込金額	権利算定期間
第26回RSU	当社の取締役（執行役兼任取締役を除く）6名	142,866株	144,437,526円	2026年4月1日から2027年3月31日までの勤続期間分
第27回RSU	当社の執行役3名 子会社の取締役および監査役ならびに当社および子会社の従業員およびアドバイザー68名	953,548株 (予定)	964,037,028円 (注)	2026年4月1日から2028年3月31日までの勤続期間分
第28回RSU	当社の執行役3名 子会社の取締役および監査役ならびに当社および子会社の従業員およびアドバイザー68名	953,548株 (予定)	964,037,028円 (注)	2026年4月1日から2029年3月31日までの勤続期間分

(注) 第27回および第28回RSUの払込金額は、本プレスリリース提出時における見込額であり、実際には下記②記載のとおり代表執行役が各決定日に決定する1株当たりの払込金額および割当株式数を乗じた金額となります。

なお、当社取締役会において、第26回のRSUに係る割当株式数および1株当たりの払込金額を以下のとおり決定し、また、第27回および第28回のRSUに係る割当株式数および1株当たりの払込金額の決定を当社代表執行役に対し委任しています。

① 第26回RSU

割当株式数は、2026年4月15日開催の当社取締役会決議により決定しています。

1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日（2026年4月14日）の東京証券取引所における当社株式の終値をもって当社取締役会決議において決定しています。

なお、当該払込金額は、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

② 第27回および第28回RSU

第 27 回および第 28 回 RSU については、2028 年および 2029 年に割当を行うものとし、割当株式数および 1 株当たりの払込金額の決定については、2026 年 4 月 15 日開催の当社取締役会決議において代表執行役に委任しています。

割当株式数は、当該委任に基づき、取締役会が定めた各回の権利算定期間経過後の決定日（※）に代表執行役が行う決定により決定されます。したがって、上記の第 27 回および第 28 回 RSU に係る割当株式数の合計 1,907,096 株については、代表執行役が行う決定により変更される可能性があります。また、1 株当たりの払込金額は、決定日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）をもって、当該委任に基づき代表執行役が決定いたします。

なお、当該払込金額は、代表執行役による払込金額決定の直前の市場株価であり、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

（※）第 27 回および第 28 回 RSU に係る決定日

第 27 回 RSU 2028 年 4 月 18 日

第 28 回 RSU 2029 年 4 月 17 日

当社の RSU 制度の内容については、以下に記載のとおりです。

（1）割当の条件

当社は、役職員があらかじめ定める権利算定期間において、役職員の地位にあったことならびに退職、解雇等の通知がなく、また、懲戒手続の対象でないこと等を条件に、当社があらかじめ定めた方法により当社株式を割当てます。

（2）当社株式の交付の方法

RSU 制度は、あらかじめ定めた権利算定期間終了後に、役職員に対し当社普通株式を割当てるものであり、株式の発行は、割当予定先である当社および当社の 100%子会社の役職員に対して支給する金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより行われます。

各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等を勘案の上、あらかじめ決定した割当株式数に上記の 1 株当たりの払込金額を乗じて得た金額です。

（3）権利喪失事由

役職員が権利算定期間中に禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられた場合、破産手続または民事再生手続開始の申立て等を受けた場合など一定の事由に該当した場合は、当該役職員は、RSU 制度による当社株式の割当を受ける権利を取得せず、当該事由が生じた時点をもって、当社株式の割当を受ける権利は消滅します。

（4）組織再編または支配権の変更が実施される場合の取扱い

当社は、権利算定期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約等の組織再編または支配権の変更に関する事項が当社の株主総会等で承認され、権利算定期間終了前にその効力が生じる場合は、取締役会の決議により、最大数の株式を当該組織再編等の効力発生日前に割当てます。

なお、これまでに付与したRSUによる今後の株式の割当時期は、次のとおりであり、割当株式数および1株当たりの払込金額の決定については、取締役会の委任を受けた代表執行役による決定の都度改めてお知らせすることになります。

- 第18回 2026年5月18日
- 第20回 2026年5月18日
- 第21回 2027年5月18日
- 第23回 2026年6月1日
- 第24回 2027年5月1日～2027年7月31日
- 第25回 2028年5月3日～2028年7月31日

また、今回の第26回から第28回までのRSUを含め、当社が株式報酬制度により今後発行する予定の株式数は、当社の発行済株式総数（2026年3月31日現在）の6.95%です。

3. RSU制度に基づく新株式発行の発行価額等の決定

当社は、2023年4月7日付リリース「事後交付型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU））制度に基づく新株式発行および過年度のRSU制度に基づく新株式発行の発行価額等の決定に関するお知らせ」および2024年4月17日付リリース「事後交付型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU））制度に基づく新株式発行および過年度のRSU制度に基づく新株式発行の発行価額等の決定に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第18回RSUおよび第20回RSUに基づく新株式発行の発行価額等について以下のとおり決定しました。

① 払込期日	第18回RSU 2026年5月18日 第20回RSU 2026年5月18日
② 発行する株式の種類および数	当社普通株式 736,190株 (内訳) 第18回RSU 208,977株 第20回RSU 527,213株
③ 発行価額	第18回RSU 1,011円 第20回RSU 1,011円
④ 発行価額の総額	第18回RSU 211,275,747円 第20回RSU 533,012,343円
⑤ 割当先	第18回RSU 当社の取締役および執行役 2名 子会社の取締役ならびに当社および子会社の従業員 145名 第20回RSU 当社の取締役および執行役 3名 子会社の取締役ならびに当社および子会社の従業員 205名
⑥ その他	第18回RSUおよび第20回RSUに基づく新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書を提出しております。

(注) 1. 上記の発行価額は、決定の日の前営業日（2026年4月14日）の東京証券取引所における当社普通株式

の終値をもって代表執行役の決定により決定しています。これは、当該決定日直前の市場株価であり、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

2. 上記による新株式の発行は、割当先に対して、当社に対する金銭報酬債権を支給し、割当先が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより割当てることといたします。
3. 第 18 回 RSU の権利算定期間は、2023 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで、第 20 回 RSU の権利算定期間は、2024 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までです。

以 上

ネクセラファーマについて

ネクセラファーマ株式会社は、テクノロジーに立脚したバイオ医薬品企業であり、日本および世界中のアンメットニーズにお応えし、患者さまの生活の質を向上させる新しいスペシャリティ医薬品をお届けすることを目指しています。

当社は、価値が高く大規模、かつ成長著しい日本および APAC の広範な市場で、複数の上市済み製品をはじめ、画期的な医薬品の開発・販売を行うアジャイルで次世代の商業化ビジネスを展開しています。

当社独自の「NxWave™」創薬プラットフォームを活用して、探索から後期臨床段階にある 30 品目を超えるプログラムからなる幅広いパイプラインの開発を、自社で、あるいは大手製薬企業やバイオ医薬品企業との提携により推進しています。このパイプラインには、ファーストインクラスまたはベストインクラスの候補化合物が含まれ、肥満症・代謝障害、神経疾患・神経精神疾患、免疫疾患・炎症性疾患などの大きく成長する治療分野における主要なアンメットニーズにお応えすることに重点を置いています。

当社は、東京、大阪、ロンドン、ケンブリッジ、バーゼル、ソウルに主要拠点を展開しており、グローバル従業員が活躍しています。

詳しくは、ホームページ www.nxera.life/jp をご覧ください。

LinkedIn: [@NxeraPharma](https://www.linkedin.com/company/nxera-pharma)

X: [@NxeraPharma](https://twitter.com/NxeraPharma)

YouTube: [@NxeraPharma](https://www.youtube.com/channel/UC...)